

房玄について

小木曾 千代子

はじめに

ここに取り上げた房玄は、醍醐寺僧であり、『観応二年日次記』（以下『日次記』）の記主である。^① 平六・三三三（一）は、二月に高師直始め一族が討たれ、五月に幕府と南朝との和睦交渉が決裂、七月に足利直義が北国へ逃亡、十一月に南北両朝合一（正平の一統）等の出来事があつた年であり、『日次記』は、それらの出来事を知る史料として、また『太平記』の解説を助ける史料として周知のものである。この『日次記』の四月五日条には、当時、南朝の行宮賀名生に於いて後村上天皇を補佐していた北畠親房と房玄とが対面した記録がある。この対面の場について桜井好朗氏の発言があり、それは、房玄を親房と対立する立場、すなわち幕府方の人物と見なし、互いに腹の内を探り合っていると解釈されたものである。稿者はこの見解に疑問を感じる。小稿は、房玄の人物像の一端を明らかにし、桜井氏の発言を検証したものである。

一、親房との対面の場

房玄は、『日次記』に依ると観心二年三月三十日申刻に南朝の行宮賀名生殿に到着し四月六日まで滞在した。日数を重ねたのは、一日より三日まで御神事があり、故に用件を果たすことが出来なかつたためである。四月二日、賀名生殿にて「事書」を北畠親房の仲立ちで帥垂相⁽²⁾に手渡し、四日には極官（大僧正）の勅約を蒙り、また後村上天皇に拝謁して後鳥羽院怨靈祈謝のことを命じられ、五日には北畠親房と法流のことなどを語り合い、翌六日の未明帰途に就いた。この南朝に手渡した「事書」は、『日次記』には何ら記述はないものの幕府（足利直義）からの和睦に関するものである⁽³⁾と考えられている。故に房玄は幕府から依頼された和睦交渉の使者であつたというのが房玄の位置づけである⁽³⁾。

さて、五日は、親房の質問に房玄が答える形で対話が進んだ模様で、『日次記』に詳細な記述がある。この対面について桜井氏は「南朝の実力者覚空と足利方や北朝の側に立つ房玄と二人の真言僧はそしらぬ顔をしながら、たがいに相手の腹の内をさぐるうとして、問答を繰り返している。」と読み解かれ、続けて「ことは政治的・軍事的な次元を離れて、醍醐寺二派の根深い争いに及び、その背後に大覚寺・持明院統の対立があつた。」と述べられた⁽⁴⁾。すなわち房玄が「政治的・軍事的」に「覚空」（北畠親房の法名）と対立する側にあるだけでなく「醍醐寺三宝院流二派の根深い争い」に關しても対立する立場にあるとの認識である。

『醍醐寺三宝院流二派の根深い争い』との発言は、辻善之助氏の著書『日本仏教史第三卷中世篇之二』⁽⁵⁾（同）第四卷中世篇之三⁽⁵⁾に収められた研究に基づくと桜井氏自身の注記がある。辻氏の研究とは、「この三宝院流付法

の事は、この後、大覚寺統・持明院統対立と照応して、自ら両流に分れ、その嫡流を争った。」(第三卷四一七頁)と述べて明らかにされた出来事である。辻氏の研究を極、簡単に紹介すれば次の如くである。

醍醐寺三寶院が相承する三寶院流は、真言密教小野流の嫡流である。この三寶院流嫡流は、永仁二年(一二九四)伏見天皇綸旨によって醍醐寺報恩院主憲淳に認められた。⁶⁾この憲淳より徳治三年(一一三〇八)四月、後宇多法皇は伝法灌頂を受けた。このことに依り報恩院内に対立が生じ、法皇の意を受けた道順、道祐、文覚の流れと、憲淳の意を受けた隆勝、隆舜の流れとが報恩院流の嫡流(それは取りも直さず三寶院流の嫡流となる)と伝来の聖教類の相承を巡って、道順側は大覚寺統を、隆勝側は鎌倉幕府及び持明院統をそれぞれ後ろ盾として争った。隆舜は、後宇多法皇によって大覚寺殿に留め置かれた報恩院宝物の転法輪筒等の返還を求めたが、⁷⁾後醍醐天皇への奏達には至らなかった。辻氏は、後宇多法皇対隆勝から始まった報恩院内に於ける三寶院流正嫡の争いのその後、隆舜が返還を求めた宝物の行方についても未詳ながら、文観は最期まで嫡流を主張していたと述べられた。⁸⁾

上述のとおり桜井氏は、辻氏の研究に依り醍醐寺僧である房玄を三寶院流二派の争いのうち北朝(持明院統)側すなわち隆舜側に立つ人物、親房を後宇多・後醍醐の南朝(大覚寺統)側に立つ人物とみなされたが、稿者は、房玄を三寶院流嫡流の争いの中に置くことにも、隆舜側に立つ人物と捉えることにも疑問を感じる。

辻氏の研究では言及されていないが三寶院流嫡流を主張するのは、報恩院流に限らず、房玄が相承した地蔵院流もその一つであった。房玄の師親玄(久我通忠息)は、三寶院流嫡流に相承される「仏舍利」を相承し、元亨二年(一一三二二)、次の地蔵院流正嫡となる覚雄(久我長通息)に譲与した。覚雄は「地蔵院こそ三寶院流嫡流を相承」しているとの認識を持ち、延文五年(一一三六〇)「この地蔵院には三寶院流嫡流が相承されている」と主張し、三寶院流正嫡が醍醐寺座主であるという原則のもと、覚雄は座主に補任された。地蔵院院主には、たとい報

恩院流が嫡流とされても、我が地藏院流こそが三宝院流嫡流という認識があつたのである。房玄は、親玄の一族である覚雄に正嫡の座こそ譲つたものの親玄の大きな信頼を受けていた弟子であり、幼い法弟覚雄に具支灌頂を授けてもいる。⁽¹⁰⁾ その房玄が三宝院流嫡流を争う相手報恩院隆舜の側に立つて発言することはあり得ず、ましてや正嫡の立場に無い房玄が関与する問題でも無かつたであろう。房玄がこの問題に関与していないことは、諸史料にその形跡が見当たらないことから明らかである。⁽¹¹⁾

ところで辻氏が「未詳」とされた報恩院二派の争いのその後についてみれば建武の新政後、文観が報恩院を横領⁽¹²⁾。その後、建武三年（一三三六）十二月後醍醐天皇が吉野に潜幸。そして文観は報恩院を離れたようである。⁽¹³⁾

報恩院はこの年の七月に焼失し⁽¹⁴⁾、また後宇多法皇によつて大覚寺殿に留め置かれた報恩院の宝物は八月に焼失した可能性がある。⁽¹⁵⁾ そのような中九月、隆舜は後光厳院院宣によつて報恩院の管領が認められた。⁽¹⁶⁾ 観応元年（一三五〇）十二月二十五日には自ら望んで東寺の寺務（一長者）宣下を受けたが、何故か同月二十八日には辞表を北朝に提出⁽¹⁸⁾。宣下三日後に辞表を提出したこの行動については、藤井雅子氏が次のように推測している。

隆舜は、報恩院を乗っ取っていた文観が南朝へ走つた今こそ自分が報恩院の再興を目指そうとしたものの観応元年（一三五〇）十二月直義が南朝に帰順し、「北朝の不利な状況」を鑑みたとき、北朝方と認識されることを避けようとして早々に辞表を提出したのではないが。⁽¹⁹⁾

辻氏が明らかにされ、桜井氏が「報恩院二派の根深い争い」と表現された、大覚寺統と持明院統を後盾とした対立の一方の当事者隆舜は、政変に対応して報恩院の再興を目指し新たな行動を開始していたのである。更に正平の一統（観応二年十一月）後の十二月、隆舜は、報恩院等の相伝安堵と法流上正嫡であることの認証を南朝より得られることを望み、その斡旋を醍醐寺金剛王院実助に依頼し、実助は兄北畠親房に取り次ぎ、親房は尽力

した。²⁰⁾ 房玄が親房と対面した觀応二年四月五日当時、上記のとおり隆舜は新たな行動を開始し、東寺寺務の辞表を提出し、辞任が認められるのを待っている状態にあった。三宝院流嫡流を主張する上で報恩院とは対立する側の地藏院流を受け継ぐ房玄と、隆舜のために尽力することもあり得る親房との間に「報恩院二派の根深い争い」を持ち出すのは見当違いであろう。稿者は、この日、両者は、対立ではなく、むしろ法流のことなどを終日（この日の条に他事の記載無し）親しく語り合ったのだと理解する。²¹⁾ 次にこの点を両人の対話内容から明らかにしたい。

二、親房との対話内容

五日、房玄と対面した親房は、先ず親玄相承の本尊や聖教等について質問した。親房は、「常州下向の時」当地の「深志塚の律僧」が故親玄僧正の本尊や聖教を相承して自分の寺にあると語ったことを、誠かと房玄に問うたのである。「常州下向の時」とは、暦応元年（延元三・一三三八）親房が「常陸国なる内の海」に漂着した時のことであろう（『神皇正統記』後醍醐天皇条）。親房は、この年の十一月には小田城（現茨城県つくば市）にあり、暦応四年（興應二年・一三四一）十一月に城を出た。²²⁾ 「深志塚」は、現在の茨城県土浦市穴塚のことと思われる。穴塚には天曆元年（九四七）創建と伝える般若寺が存在し、当寺には表に「大界外相」、裏に「建長五年七月二十九日」と刻んだ結界石が伝来する。小田城の北東一キロほどの所には現在廃寺の三村山極楽寺が在り、良觀房忍性が建長四年（一二五二）十二月に入り、十年ほど掛錫して律を講じ、ここを中心として北関東一円に教線を拡大した。般若寺は、忍性によって律院化し、「三村山極楽寺と並んで忍性が興隆した常陸に於ける律寺の重要拠点の一つ」であったと考えられており、般若寺の結界石の制作にも忍性が関係した可能性が指摘されている。²³⁾ 親

房の語った「深志塚の律僧」とはこの般若寺の僧であろうと推測する。

次いで親房は、「四海領掌印明」を房玄は相承しているのかと問い、更に問は文観の相承にも及び、そして自らも相承していると語った。房玄は、自身の相承についてどう答えたのか記述はせず「此事有憚之間。雖被発向不能委細之答」と締めくくる。親房は、房玄とは「憚りがあり」、「委細は答えられない」そのような秘密についても聞くことのできる間柄なのであろう。この立ち入った対話内容は初対面同士のものとは考えがたく、両人は既知の關係と考えられる。この点は次の事柄からも推察できよう。

房玄の師親玄は久我家の出であるが、房玄自身が久我家と懇意な間柄にあったことが『日次記』から読み取れる。例えば長通（覺雄父）やその息通相に対面したり（三月十二日）、久我殿で行われる修法の供僧に補任され、その壇所に「参住」し（六月一日）、結願の折には大相国（長通）と数剋世間話をし（十一日、八月一日、九月一日も参照）、また、久我殿の風呂に入ったり（五月十四日）、冬瓜を持参したりしている（八月一日）。一方、親房は、久我家当主長通に邸宅の敷地を願い、長通がそれに応えたことの方かる書状が伝わる。親房の北畠家が久我家と同じ村上源氏中院流である縁に頼ったのだと理解されている²⁴。また、正平の一統が成立した直後の後村上天皇下に於いて長通は、北朝下で既に退任した従一位太政大臣に還任され、翌正平七年二月二十五日に兵仗を賜っている²⁵。これは親房の所存であろう²⁶。房玄も親房も久我家とは懇意な間柄なのである。更に次のような事例が伝わる。建武三年一月、後醍醐天皇が比叡山へ臨幸の際、房玄が兵糧奉行を務めたと伝える史料（「能濟陳状案」）がある²⁸。また、親房はこの臨幸中に一品に叙せられている³⁰。よってこの折に兩人の邂逅もあり得よう。しかし房玄は兵糧奉行の件を否定していることから³¹、たといこの比叡山での邂逅がなかったとしても、先に挙げたとおり久我家と深い交流のある房玄と親房とがこの対面以前に全く面識が無かったとは考えがたく、また仮に面識が無かったと

しても互いの存在は認識していたであろうと推測する。故にこの日の立ち入った長時間の対話が可能であったのである。

三六 房玄の心情

房玄は、むしろ親南朝の心情にあったことが『日次記』から推測できる。三月三十日申刻に賀名生殿に到着し、この日は用向きのことは何もせず宿所に入ったらしい。ここで明くる四月一日より御神事があると耳にする（三日に終了）。翌四月一日の条に「天晴」として次の如く綴る。

朔日之慶老年之思、臨円々之海、徳知自楽之根源、入如々之月殿、遊自性之歎娼專在之、（朔日の慶びは老年の思いなり。円々の海に臨みて徳は自楽の根源と知る。如々の月殿に入りて自性の歎娼に遊び専らここに在り。）

房玄が賀名生殿で迎えた最初の朝の感慨を綴ったものである。僧侶である房玄が仏徳を感じ、その仏徳が賀名生殿にも満ちていることを歎び、感謝の気持ちにある心情を読み取ることができ、賀名生殿で朝を迎えた感激が伝わってくる。また四日の条文に申刻に後村上天皇に拝謁が許されたとあり、その龍願は「誠離凡夫之境界、専備王業之衆相」と綴る。後村上天皇こそ王業を為すにふさわしい相をしていると記している。これらの感慨を桜井氏が示された南朝・親房と対立する人物が持つとは考えがたく、むしろ房玄の心情が親南朝であることがうかがえるのではないだろうか。

先に見たとおり房玄は、後醍醐天皇の比叡山臨幸の折に兵糧奉行を務め、その親南朝の立場が非難されたものの、兵糧奉行を務めたというのは事実無根と否定したのであったが、実際には否定しきれない面がある。この頃、

房玄は大覚寺と懇意の間柄にあった。嘉暦三年（一三二八）五月、大覚寺を本家とする仏名院の管領が大覚寺門主性円法親王によって房玄に安堵され、元徳三年（一三三一）にも同じく同門主より安堵された³²。この安堵には院主職だけでなく寺領の摂津野鞍庄管領も含まれていた。この野鞍庄は、南朝方の兵糧を支える拠点となり、北朝方の攻撃を受けた史料が伝わる。この史料について坂口太郎氏は、元弘の乱の折、「後醍醐方の軍事活動を大覚寺領が支えていたことは紛れもない」と分析する³³。房玄が兵糧奉行を務めたのであれば、それは主家である大覚寺門主性円法親王の意向を受けての行動の可能性もある。性円法親王は、後醍醐天皇の同母弟であり、建武三年五月、後醍醐天皇が再度比叡山に臨幸したのをを受けて法親王も大将として参戦³⁴、また、後醍醐天皇が吉野に臨幸の間「彼境」へ「御参候」と伝えられる³⁵。故に兵糧奉行の件を以て房玄が親南朝の立場にあったということを実証することはできない。しかし、『日次記』に見た心情は、しがらみに左右されない房玄の真の心情であろう。

確かに房玄は、親房とは「政治的・軍事的」に対立する幕府からの使者であった。しかし、見てきたとおり法流の観点からは房玄が報恩院内の争いに関与する立場にないこと、房玄が深く関わっていた久我家との観点からも親房と対立する状況は見出しがたいこと、房玄自身の心情は親南朝を思わせること、そしてまた極官の勅約を蒙った身としては、政変もあり得ることを念頭に置けば親房と対立することは考えがたいこと等を併せ考えると四月五日の親房と房玄との対面の場合、南朝と幕府とに立場を分かちて「腹の内をさぐろう」として、問答を繰り返している³⁶（276頁参照）と読むことはできず、逆に両人は親しく対話を進めたのだと理解する。勿論、房玄は法流上の秘密事項を口にせず言葉を濁したようであり、親房の関心事と対立することがあっても親房も房玄も個人レベルでの対話である³⁶。この度、賀名生殿に参上した房玄に最初に応接したのは親房であり、房玄は、親房の取り次ぎによって事書を帥亜相徳大寺公量に手渡したのであった³⁶（276頁参照）。親房は、当時、南朝に於いて柱石と

して後村上天皇を補佐する立場にあり、親房の意見は朝廷を代表していた。³⁷ 幕府が房玄を使者とした理由は、房玄が親房と親しく対話のできる立場にあつたからであろう。

四、房玄の出自

ところで、房玄の親南朝の心情や親房との交流の因縁等については、房玄の出自から探れば、より明確となるであろうが、出自は未詳である。平雅行氏は、先に取り上げた「能済陳状案」の「兵糧奉行」に続く文面「或帶武具致合戦之時、舎兄三浦介三郎入道・同嫡子、於此手令討死之刻、同末子五郎房玄多年同宿之童形也 房玄被討漏參候吉野訖」(以下省略)を手掛かりとして『続群書類従』所収「三浦系図」の「時明 時繼 高繼 高通 高連 高明」に注目されて、文面の「舎兄三浦介三郎入道」を三浦高繼と比定の上、「つまり房玄は三浦時繼の子で、高繼の舎弟ということになり、高繼の末子を稚児として迎えていたことになる」との見解を示された。すなわち房玄は「御家人三浦氏の出身」であるとされたのである。この特定の決め手は、高繼の活動記事が建武三年で途絶え、高通が建武四年四月左衛門尉に、高連が同年八月從五位下に北朝から叙位任官されているのは、三浦高繼およびその嫡子の死去にともなう措置ではなかつたかとの推論による。³⁸

しかし「舎兄三浦介三郎入道」を高繼に比定することはできない。高繼は、建武四年(一一三三)当時、侍所を統括する立場にあつたことが確認でき、「能済陳状案」にある建武三年の合戦で死亡した人物とはなし得ない。また、高繼の死亡日も明らかになっていない。「新横須賀市史」は三浦高繼について、「海蔵紀年録」暦応二年(一一三三)夏五月条に「相州別駕死、請師下火、二十日、其家嗣出紙求写法語」とあるのは、相州別駕(高繼)が

五月に死亡したとき虎関が下火をつとめ、二十日にその後継者に乞われて法語を写し与えたことあり、これが『系図纂要』所収「三浦系図」の「高継」後付に「曆応二年五月十七卒」とあるのと符合することから「高継は曆応二年五月十七日に死去したとみられる」とする。⁽⁴⁰⁾ よって「能済陳状案」にいうところの「(建武三年)合戦の折り死亡した足利方であった(房玄の)舎兄三浦介三郎入道」とは誰であるのかは、現段階では未詳である。

確かに、この当時「三浦介」を名乗るのは、三浦氏の中でも高継の家であることから、⁽⁴¹⁾系図上に示されない人物がいたり、「能済訴陳状案」に書き上げられた情報に錯綜した事柄が混じっていたりする可能性もある。高継の三浦介家と同族の蘆名家には、將軍(尊氏)方に与して建武二年七月の中先代の乱に於いて討ち死にした盛員(一本に「貞」)・高盛親子がいる。⁽⁴²⁾ おそらく親子の死亡はこの事例に限らないであろう。しかし、能済が訴訟の敵方房玄の出自までも誤って認識しているとは考えがたく、また、房玄が「平人」出身と伝える史料があることから⁽⁴³⁾房玄の出自は、「三浦介家」あるいはやや広く取って「三浦介」に絡まる三浦氏であることは認めて良いとした場合、なお、解決すべき点が残る。房玄の通称名「中納言法印」についてである。『常楽記』には「中納言法印」と通称が明記されており、『貞和四年記』(正月八日条)や『日次記』(二月六日条)に書き留めてある御教書や院宣の宛所が「中納言法印御房」であることから通称が「中納言法印」であったことは明らかである。しかし、種々の三浦氏系図(『続群書類従』・『新横須賀市史』所収分)を見ても系図上に「中納言」に就いた者は見当たらない。よって、房玄が真実、三浦氏の出自であるならば「中納言」は、房玄が何人かの猶子となり、その縁に依るものであろう。⁽⁴⁴⁾

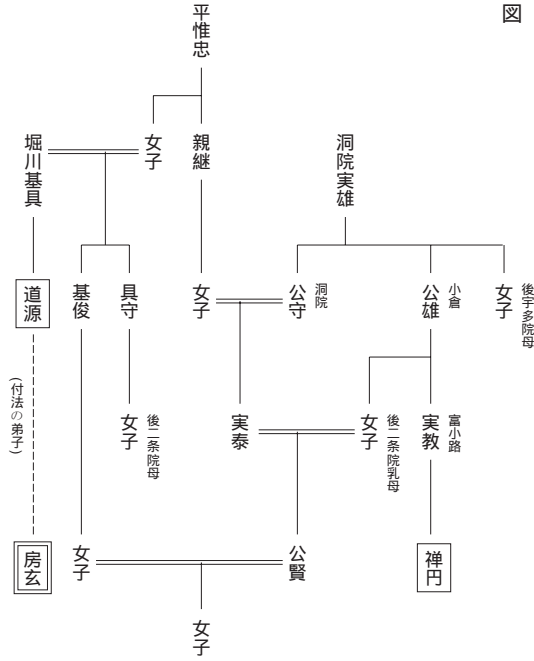
次に房玄が関係した人物のうち出自に関係するか否かは未詳ながら、二人の人物の名を挙げておきたい。一人は禅円である。房玄が嘉暦三年(一一三二)と元徳三年(一一三一)に大覚寺を本家とする仏名院の管領が大覚寺

門主性円法親王の令旨によって安堵されたことについては、先に紹介した(282頁)。房玄は仏名院の代々の管領者系統から外れていることから、房玄が管領者となるのは強引であったと考えられている。強引と思われるほどにして房玄が管領安堵の令旨を手に入れることが出来た理由については、種々推測されているが、稿者は、門主性円法親王の令旨の奉者である禅円の働きに依るのであろうと推測する。嘉暦三年の令旨には奉者名「権大僧都」、元徳三年の令旨には「権僧正禅円」とある。禅円は、元応二年(一三三〇)に「権大僧都」に進んでいることから嘉暦三年の令旨の奉者も禅円と考えて間違いないであろう。この禅円と房玄との関係を具体的に示すのが次の事例である。櫛田良洪氏は「宝菩提院文書」を根拠に房玄が建武四年(一三三七)五月十五日に「禅円の口入で大覚寺宮より田川庄の沙汰を仰せつけられ」たことを紹介された⁽⁴⁷⁾。すなわち禅円は、門跡に「口入れ」して房玄に権益をもたらしたのである。仏名院の管領安堵の令旨と云い、田川庄の口入れと云い、房玄に権益をもたらした禅円は、房玄とは相当に強い関係性にあることが想像できる。禅円は、性円法親王に近侍する以前は後宇多法皇に近侍⁽⁴⁸⁾。大納言小倉実教息。本名公全。初め仁和寺南勝院にあり、後、大覚寺に移り宝幢院を開く。小倉家は西園寺家支流洞院家の庶流であり、実教は小倉家の祖公雄の後を嗣ぎ富小路と号した⁽⁴⁹⁾。祖父公雄の姉(妹)は後宇多法皇の母であり、父実教の姉(妹)は洞院公賢の母である。この禅円は「続現葉和歌集」第十釈教歌に「法印禅円」とある人物と同人であろう⁽⁵⁰⁾。

もう一人は道源である。道源は、上で取り上げた仏名院に関わる人物である。すなわち房玄は、強引とも見なされる立場で仏名院の管領者となったのであったが、房玄に仏名院管領の契状を与えたのは道源であった。これによって管領者となったことを安堵したのが性円法親王の令旨なのである⁽⁵¹⁾。道源は、村上源氏の一流堀川基具の息である⁽⁵²⁾。道源の母は未詳ながら兄弟の具守・基俊両人の母は平惟忠女子である。また惟忠の息親継の女子は洞

院実泰の母である。また、基俊の女子は洞院公賢女子の母である。これらの関係に先の禅円を加えて図示すれば左の如くである。

図



さて、房玄は、道源の付法の弟子故に契状を譲られたのであったが、高橋氏は「道源からの付法は（中略）仏名院相伝のための形式的な師資相承という色合いが濃いように思われる」とみる⁵⁶。しかし、たとい「形式的な師資相承」であつても利権の継承が伴つからには両人の関係は、単に形式的なつながりだけでは無いものが存在すると推測する。房玄の出自解明には至らないが、房玄に利権をもたらした二人の人物が姻戚関係にある点は、書き留めておきたい。

五、房玄の活動

房玄が地蔵院流嫡流の親玄を師として灌頂を受けたのは、享年より逆算すれば二十六歳の徳治二年（二二〇七）、鎌倉に於いてであつた⁵⁸。房玄は「法機随分ノ人」と評され⁵⁹、「寫瓶ト為ス」と伝わる⁶⁰。師匠の親玄が地蔵院の南北経蔵のうち南の経蔵とそこに安置する本尊・聖教を、加えて清浄光院を房玄に譲与したのは⁶¹、その資質を認めただからであらう。平氏は、房玄を評して親玄門下に於ける「法流に關してもっとも信頼がおけ、右筆のような役割まで果たしていた」と述べられた⁶²。そのように評価の高い房玄であつたが、親玄が嫡弟として地蔵院流を託したのは、自らの一族である覚雄（久我長通息）であつた。房玄が南の経蔵を譲られた応長元年（二二一一）時、覚雄は十二歳であり⁶³、親玄の念頭に覚雄を置いていたか否かは不明ながら、平氏は、房玄への譲り状を分析されて「地蔵院はあくまで房玄以外の人物に相承させようと親玄は考えていた」と述べている⁶⁴。房玄が嫡弟となり得なかつたのは、先に紹介した（284頁）「平人」と伝わるその出自が問題であつたのかも知れない⁶⁵。法流は、師匠の地蔵院流親玄方より分かれて房玄方と称す（『密教大辞典』「ジソウインリウ地蔵院流」）。法脈は親恵に伝えた⁶⁶。鎌倉

幕府時代には將軍守邦親王の護持祈禱僧の一人であった。⁽⁶⁷⁾ また、幕府や北朝あるいは足利義詮個人から祈禱の依頼のあったことが『貞和四年記』正月十一日、『日次記』二月六日・二十日、三月十八日・二十四日の各条から分かる。南朝の賀名生殿参上の折には後鳥羽院怨靈祈謝の事を命じられたことについては先にも触れた(276頁)。房玄は、武家からも南北兩朝からも修法を期待される僧侶であった。嘉暦元年(二二三六)、元徳三年(二三三二)、暦応五年(二三四二)に弟子に傳法灌頂を授けている。⁽⁶⁸⁾ なお、房玄の書状が東寺百合文書に収めてあり、その手跡を「東寺百合文書WEB」上で見る事ができる。⁽⁶⁹⁾

おわりに

観応二年当時、房玄は二つの訴訟問題を抱えていた。⁽⁷⁰⁾ 久遠寿量院(鎌倉)別当職と仏名院管領の安堵とを願い、幕府奉行人等と頻繁に接触していた(『日次記』二月十七日、五月二十二日、六月五日、九日、十五日各条)。それ故、幕府との良好な関係は是非とも必要であつたはずである。直義からの祈禱依頼に、後に「忠節」と評価されるほどに(『日次記』五月二十二日条、自ら延長して謹修したのは(二月二十日条)、そのような事情を背景とした励みであつたのであろう。⁽⁷¹⁾ 当時を生きる者にとって、まずは時の権力者の信頼を得、良好な関係を保つことが処世術なのである。房玄が幕府の使いとして南朝の行宮へ赴いたからと言って房玄があたかも幕府を代表して親房と議論したと見なすのは誤りである。和睦に関する幕府からの手書を携えてやって来た房玄が、南朝の柱石としてその言動が南朝の意志を左右する立場にある親房と、この場で腹の内を探り合う必要があるつか。まして房玄は、幕府を代表する立場にはなく、また心情は親南朝である。和睦の使者は、敵方の信頼が無ければ接触さえできな

いであろう。この年の八月、尊氏は恵鎮上人を賀名生に遣わしたが「裏切り者」として聞く耳を持たれず山中へ追い返されたのは、その一例となろう。⁽⁷²⁾ 房玄と親房との結びつきを直接示す資料は未詳ながら、両人は長時間の対話が可能な既知の間柄であったのであり、その親交が見込まれて幕府の使者となったのだと考える。

ところで『難太平記』に「此記ノ作者ハ。宮方深重ノ者ニテ」の一文があり、これについて桜井好朗氏は「ここから作者は『宮方深重の者』だという断定はひきだせぬ」と述べられ「宮方深重ノ者ニテ」は「レトリック」であると解された。⁽⁷⁴⁾ 「此記」は『太平記』を指し「作者」は恵鎮上人（円観）を指す。⁽⁷⁵⁾ 故に桜井氏の見解に従えば恵鎮上人は宮方深重の者ではないと言うことになる。氏の見解は今日に継承されていることから、⁽⁷⁶⁾ 今後「恵鎮上人は宮方深重の者ではない」との解釈が定着する可能性もあろう。桜井氏の見解の淵源に荒木良雄氏が、恵鎮上人が足利氏に重用されていたことなどを挙げて、恵鎮上人は「北朝武家方に傾いてゐた」と見做した論がある。⁽⁷⁷⁾ しかし、見てきたとおり房玄が幕府・足利氏から重用されたからと言って、房玄が武家方に傾いているとは言えない。房玄を見てきた結果、「宮方深重ノ者ニテ」の解釈について改めて検証すべきと考えるが、これについては今後の課題としたい。

注

- (1) 『常楽記』観心二年の条に「十月十五日房玄中納言法印他界歳七十于時清浄光院管領」とある（『阪本龍門文庫善本電子画像集』に依る）。すなわち房玄は、醍醐寺の院家の一つ清浄光院の院主であり、大僧都に至り、通称は中納言法印。観心二年十月十五日入滅、享年七十であった。房玄には『観心二年日次記』のほか、『貞和四年記』があり、共に『続群書類従雑部』所収。房玄についての研究には柳田良洪氏『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）、平雅行

- 氏「鎌倉幕府將軍祈禱に関する一史料」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』第四七巻、二〇〇七年三月)、石田浩子氏(報告要旨)「南北朝期における清浄光院房玄の活動」(『史艸』第四七号、二〇〇六年一月)、同氏「南北朝初期における地藏院親玄流と武家護持」(『日本史研究』五四三号、二〇〇七年一月)、高木久史氏「醍醐寺僧房玄は銭の夢を見る」(『史学研究』第二八三号、二〇一四年三月)等がある。なお史料・文献名・引用文は一部を除いて現行字体に改めた。年号は北朝を基本とした。
- (2) 『大日本史料』は「帥垂相」(統群書類従本は「帥宰相」)を徳大寺公量に比定(第六編之十四冊、九三六頁。以下六一四・九三六の如く表記)。
- (3) 林屋辰三郎氏「内乱のなかの貴族南北朝と『園太暦』の世界」一〇八頁(吉川弘文館、二〇一五年)の他、大方の見方である。当時、直義を中心に両朝和睦の交渉が進められていた(『日次記』二月六日・三月三日・同十一日条参照)。
- (4) 「北畠親房と即位灌頂」二五七頁(『儀礼国家の解体 中世文化史論集』吉川弘文館、一九九六年)。
- (5) 岩波書店、一九四九年。小稿での引用は一九七〇年発行本に依る。
- (6) 『醍醐寺文書之二』三四八号(『大日本古文書』所収、以下『醍醐寺文書』は全て当叢書に依る)。
- (7) 「転法輪筒」は関東護持の祈祷で用いる重要な法具。隆舜の訴えは、嘉暦四年(一三三九)より元徳三年(一三三〇)にわたって併せて四度に及んだ。注(5) 辻氏著書『第四巻』五八頁及び同氏『日本仏教史研究第三巻』一三四頁(岩波書店、一九八四年)参照。
- (8) 三宝院流嫡流の争いに関して辻氏以後の次の文献も参照。永村真氏(a)「醍醐寺報恩院と走湯山密蔵院」(『静岡県史研究』第六号、一九九〇年三月)、同氏(b)「寺院と天皇」(講座・前近代の天皇3『青木書店』一九九三年)、藤井雅子氏「中世醍醐寺と真言密教」(勉誠出版、二〇〇八年)等。最新の研究に巽昌子氏「醍醐寺報恩院における法流と院家の相承 鎌倉時代後期から南北朝時代を中心に」(『お茶の水女子大学人文科学研究』第15巻、二〇一九年三月)がある。
- (9) 注(8) 藤井氏著書二六・三七・七七頁参照。

- (10) 『続伝灯広録』(『続真言宗全書第三十三』) 一九〇頁「覚雄伝」。
- (11) 三宝院流嫡流に関する研究に於いてこの問題に房玄が関与した形跡は見当たらない。注(8)の文献等参照。親玄門下に於ける覚雄と房玄との関わりについては注(1)の櫛田氏著書及び平氏論文参照。
- (12) 『醍醐寺文書之二』四七五号。
- (13) 『東寺長者補任』(『群書類従補任部』・『続々群書類従第二』) 建武三年条、『太平記』(天正本) 卷第十四「諸国の朝敵蜂起の事」(『新編日本古典文学全集』 一九四頁)、注(5) 辻氏著書『第四卷』 五六頁等から推測できる。
- (14) 『醍醐寺文書之二』四四二号、注(8) 永村氏論文(a) 五五頁。
- (15) 大覚寺に移された報恩院の重宝は、後宇多法皇の崩御後、門主の性円法親王の管理下にあつたとされる。坂口太郎氏「鎌倉後期・建武政権期の大覚寺統と大覚寺門跡 性円法親王を中心として」(『史学雑誌』 第二二二編第四号、二〇一三年四月) 一五頁。その場所は境内の教王成就院とみなされ、同院は建武三年に炎上した。注(8) 藤井氏著書二二二頁の注(20)。「大覚寺譜」(『大覚寺文書上巻』 三七二頁、大覚寺、一九八〇年)に「建武三年八月二十八日火仏閣僧房尽為灰燼雖再建立之猶不及前宮之半」とある。
- (16) 『醍醐寺文書之二』四三九(二)号。
- (17) 『醍醐寺新要録下巻』(宝蔵館、一九九一年)「報恩院篇」 七六七頁十月二十六日状、十二月二十五日付院宣案。
- (18) 注(17) 文献七七二頁「隆舜僧正辞表事」。「東寺長者補任」(注(13) 参照) 観応二年条に依ればこの年の十一月、治世が改まって(將軍尊氏南朝に降伏)以後弘真(文観)が長者とあることから、隆舜は辞表が受け入れられず(上掲「隆舜僧正辞表事」 参照) この時まで任にあつたと考えられる。
- (19) 藤井雅子氏「南北朝の動乱と醍醐寺 主に報恩院隆舜を通して」 二〇三頁(永村眞氏編『醍醐寺の歴史と文化財』 勉誠出版、二〇一一年) 参照。ところで当時、政変を見極めて有利な立場を築こうと動くのは隆舜一人に限らない。二条派歌人藤原為明は、観応二年四月、南山へ密かに参仕して参議に任じられていたことを十二月に入って公賢に語った(園太

曆「觀応二年十二月十四日条」。立場の安泰を求める為明は隆舜と同列であり、同様の行動を取った者は他にも居たであろう。

(20) 実助は親房の一つ下の弟。隆舜・実助・親房間でやりとりした書状は『醍醐寺文書之六』一四三・一四四・一四六・一四九・一四五七・三一七七(一)・(二)号(『大日本史料』正平七年二月十二日条にも収録)。親房が尽力したことについては久保田収氏も触れている(北畠父子と足利兄弟 一六六頁、皇學館大学出版部、一九七七年)。

(21) 林屋氏は『日次記』記事を「こうして房玄は、五日に再び親房と対面してひとしきり法流並に附法の事について法談の華をさかせ、六日未明に帰途につき」と解説された(注(3) 同氏著書一〇八頁)。推測ながら林屋氏も両人親しく「法談の華をさかせた」と読み取られたのではないだろうか。

(22) 岡野友彦氏『北畠親房 大日本は神国なり』(『ミネルヴァ』日本評伝選、二〇〇九年) 参照。

(23) 熊原政男氏「金澤文庫書誌の研究」(『金沢文庫研究紀要』第一号、一九六一年一月)、土浦市史(一九七五年)、平成二十八年、奈良国立博物館開催「忍性」展『図録』等参照。なお、桜井氏は、親房の語った律僧についての話を「文觀が西大寺の律僧でもあったことを思いあわせると、何やらいわくありげな話である」と述べられた(注(4) 桜井氏著書二五九頁)。何を以て「いわくありげ」であるのかは未詳ながら、そもそも地藏院流は律宗に無縁ではない。房玄自身大覚寺不壊化身院長老の房に寄宿することが毎年の慣わしであったらしい(『貞和四年記』十月二十五日条、『日次記』正月一日条参照)。この不壊化身院は律院である(『大覚寺文書上巻』所収「院家譜」)。房玄にとってこの院は、単に寄宿するだけの場では無くあたかも自房の如く「心閑二動行」の出来る場であった(『日次記』正月一日条)。それは、房玄が大覚寺門主寛尊から「仰せつかった」田川庄(後掲注(47) 参照)が不壊化身院の依怙であったためであろう。「大覚寺聖教函伝来文書」第四九函四 号文書(『古文書研究』四一・四二号、一九九五年二月)に「以伊部郷、為不壊化身院仏聖灯油勤行等并律僧依怙」とある。また地藏院流嫡流の覚雄は、応安元年(一三六八)七月二十五日三条大宮律院に於いて大阿闍梨として伝法灌頂を行っている(『石清水文書』四「鳩嶺雜記」、『大日本史料』六三〇・二二六)。親房の語つ

た「深志塚の律僧」話を敢えて文観に結びつける必要はないと考える。

(24) 房玄は、河内大和田庄に本家職を所持する東寺から庄の一部を貸し与えられるという権益を有していた。この庄の領家職は久我家が所有。河野昭昌氏、「醍醐寺僧房玄と河内国大和田庄と久我家 東寺宝菩提院蔵『散位某奉書』を手掛かりに」『市史研究』一一、寝屋川市教育委員会、二〇〇四年）参照。ことうい面でも房玄と久我家は結びついていたのである。

(25) 『特別展観 中世の貴族 重要文化財久我家文書修復完成記念』図録（國學院大學、一九九六年）掲載「寛空北畠親房自筆書状（卷子）」（正平六年力）解説に依る（六一頁）。なお中村直勝氏は、当書状を正平七年のもものと推定され、親房が久我長通から屋敷地でも譲り受けたくその好意に感謝した手紙と解説された（「北畠親房」二七一頁、『中村直勝著作集第七巻』淡交社、一九七八年）。

(26) 『公卿補任』（『大日本史料』六 一五 七三二）。

(27) 『園太暦目録』正平七年二月二十五日条。

(28) 『園太暦』に洞院公賢が南朝より左大臣一ノ上に任じられたのは「親房の所存」とある（観応二年十一月十三日・十六日・二十四日条参照）。

(29) 注（一）平氏論文（二二頁「房玄について」）。平氏が用いられた史料「能済陳状案」（東寺宝菩提院三密蔵聖教）は、久遠寿量院（鎌倉）の別当職をめぐる能済と房玄とが争っていた折に能済が奉行に提出した陳状（添え書き）の案文であり、日付は貞和二年（一三四六）三月日。なお、稿者は、当史料の閲覧の機会が得られなかったので当史料に関する情報注（一）の平氏及び榊田氏の研究に基づく。

(30) 注（20）久保田氏著書四五頁。

(31) 注（一）平氏論文二三頁。

(32) 『醍醐寺文書之二』四七六（二）（四）号。高橋慎一朗氏「仏名院と醍醐寺三宝院」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第六号、一九九六年三月）が詳しい。

- (33) 『大塔宮護良親王令旨案』（鎌倉遺文第四十二巻）三三二―七七号、「源喜堂古文書目録三」。注（15）坂口氏論文二九頁。
- (34) 『太平記』巻第十七に「北丹波路へは、大覚寺の宮を大将にし奉つて、額田左馬助を遣はさると」と描かれている（『新編日本古典文学全集』三六八頁）。「大覚寺の宮」を「性勝親王」に比定するのは誤り。大田壮一郎氏「大覚寺門跡と室町幕府 南北朝～室町期を中心に」（『日本史研究』四四三号、一九九九年七月）八頁参照。
- (35) 『大覚寺安井門跡由緒書』（注（15）『大覚寺文書上巻』一三三頁、一〇九号）。
- (36) 中村直勝氏は、四海が了承できる筈の秘印を親房が存知と自誇して居る所に、此の時分の親房の得意と意気込みとが判ると述べられた（注（25）「北畠親房」二六二頁）。松本郁代氏は、この房玄と親房の対話の場面を桜井氏の解釈を継承されて「歴史的な駆引きの場面」と位置づけ、ここで四海領掌法（即位法）が話題となった点について上記中村氏の解釈を否定されて「このような即位法の内実が取り沙汰されたことの意義は、単なる一僧侶の修学や知識に留まらない、大きな意味があつたと考えられる。」と述べられた（『中世王権と即位灌頂 聖教のなかの歴史叙述』五七頁、森和社、二〇〇五年十二月）。しかし、房玄と親房との対話の場面が「歴史的な駆引きの場面」ではなく個人的レベルの対話であることは、本文に述べたとおりである。
- (37) この房玄の南朝訪問後、和睦交渉は直義を中心に更に進められたが実らなかった。『日次記』五月十九日条に「公武御合休事北畠禅門以下不可然之由、塞申之間御和睦之儀不可成立」とある。また『園太暦』五月十八日条には「此事已申定の処、申破輩有之歟」とあり、交渉成立の直前「申し破る輩之有る」によって直義は和睦交渉を中止。「申し破る輩」が親房であることは、『日次記』から明らかである。これらの記述から親房の南朝に於ける立場をうかがい知ることが出来る。『太平記』巻第二十一には後村上天皇即位後は「万機悉く北畠中納言入道の計らひとして」とある（『新編日本古典文学全集』三六頁）。
- (38) 注（1）平氏論文二二・二三頁。
- (39) 『新編須賀市史資料編古代・中世』二〇〇七年）所収一六二三号文書 解説（二〇四頁）参照。また、高継の花押を据

えた建武四年四月二十六日付文書（一五八八号）、同年六月十日付文書（一五九〇号）も存在する（同書一七一、一七二頁）。『太平記』には暦応元年（一二三三）一月、美濃の足重で「三浦介高繼」等が戦ったとあり（『新編日本古典文学全集』五二七頁）、また、二月五日に「三浦介」が入洛したと『建武三年以来記』は伝える（『大日本史料』六四七〇六）。なお、平氏が挙げられた高通が建武四年四月に北朝から左衛門尉に、高連が八月に従五位下（マ）、実際には上に叙任官されたとする口宣案状について『新横須賀市史資料編古代・中世』は当文書が当時のものかどうか要検討とする（一七〇・一七四頁）。

(40) 『新横須賀市史資料編古代・中世補遺』(二〇一一年)二〇三頁。

(41) 『尊卑分脈』は三浦氏を桓武平氏として掲出するものこの説は疑問視され、古代末期以来相模国の豪族であるとみられている。三浦氏嫡流は「三浦大介」を称し、鎌倉幕府御家人の筆頭としてその繁栄を誇っていたが、宝治合戦（一二四七）で一族のほとんどが滅亡し、高繼の家である庶流佐原氏が「三浦介」を称するようになった。湯山学氏「相模三浦氏について」三三三頁（峰岸純夫編『三浦氏の研究』二〇〇八年、名著出版）。

(42) 注(39)『新横須賀市史資料編古代・中世』所収「蘆名系図」・「異本塔寺長帳」建武二年条。

(43) 『弘鑠口説』(『続群書類従釈家部』所収)

(44) 三浦氏が有力御家人として中央貴族と交流を持ち、あるいは血縁関係があったこと、高繼の三浦佐原氏の祖盛連の妻が始め執権北条泰時の妻であったこと等については、注(41)『三浦氏の研究』参照。なお、房玄の師親玄の異母兄弟久我通基の母は、北条義時女の娘、すなわち義時の孫に当たる（本郷和人氏『中世朝廷訴訟の研究』二五一頁、一九九五年、東京大学出版会）。岡野友彦氏『中世久我家と久我家領荘園』二二五頁、『続群書類従完成会』二〇〇二年。房玄が三浦氏であれば久我家とは、遠いながら姻戚関係になる。

(45) 櫛田良洪氏は、房玄の師親玄が後宇多上皇の国師であった関係から性円法親王と房玄との親交が生じたと推測された（注(1)著書六七二頁）。高橋慎一朗氏は「大覚寺宮との個人的関係からその積極的後押しを受けて安堵状を獲得したも

のと思われる」との見解を示された(注(32) 論文三〇頁)。高橋氏説は、榊田氏が述べられた親玄が後宇多上皇の国師であったという点を疑問視された上でのものである。しかし、親玄は、後宇多法皇の夜居の阿闍梨を務めており、「大覚寺文書上巻」所収七号「御手印御遺告」(「四海領掌之大事」)を授けてもいる(注(36) 松本氏著書五八頁「東寺観智院金剛藏」即位三宝院嫡々相承大事)。また、嘉元二年(一一三〇四)、後宇多法皇の命によって聖雲法親王(龜山天皇皇子)に灌頂を授けてもいる(石田浩子氏「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向 鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察」一九頁、ヒストリア第一九〇号、二〇〇四年六月)。よって、榊田氏が述べられた親玄と後宇多法皇との親交は存在したのであったが、その関係性だけで房玄が性円法親王の令旨を得ることに繋がる交流が果たして性円法親王と結べるものか、疑問を感じる。また、高橋氏説の「個人的関係」もどのような縁があったのか、具体的に不明である。

(46) 「八幡結縁灌頂僧交名」(鎌倉遺文第三十五巻「一七三六四号「金沢文庫文書」」、注(23)「院家譜」)。

(47) 注(1) 榊田氏著書六七二頁。田川庄(田河庄)は現在の滋賀県東浅井群浅井町に存在した(近江東浅井郡志(第一巻)「覆刻版一九七一年、滋賀県の地名」(日本歴史地名大系二五巻、一九九一年)。当庄が大覚寺不壊化身院の「仏聖灯油勤行等」のためのものであることは注(23)参照。

(48) 「口入れ」の件から禅円の権力の大きさは想像できるが、後宇多法皇、性円法親王、寛尊法親王(性円法親王の後の門主)に近侍し、力を持っていたことは「醍醐寺文書之二」三六三号「藤原禰子礼成門院御産御祈記」(三〇〇頁)、「醍醐寺文書之五」九九五号「孔雀経法伴僧交名」(二九五頁)、後宇多院御記(「大日本史料」六二五 四八四)、「益性法親王書状」(鎌倉遺文第三十八巻「三〇〇一九号」金沢文庫文書「梶井宮尊胤法親王書状」(「大日本古文書 東寺文書五」六七号)各文書からうかがえる。坂口太郎氏「東京大学史料編纂所蔵『五大虚空蔵法記』について 後醍醐天皇と後宇多院法流」三三三頁(古文書研究 第七十二号、二〇一一年一月)参照。

(49) 「仁和寺諸院家記」(仁和寺史料誌編(一)(吉川弘文館、一九六四年)「南勝院」の項に依れば「大納言富小路実教息、また、同史料心蓮院本は「本名公全」と注記。しかし「尊卑分脈」・「系図纂要」には「禅円」も「公全」も見当た

らない。

(50) 注(23) 『院家譜』。

(51) 橋本政宣氏『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年)。

(52) 追記すれば禅円の姉(妹)の夫は園流藤原基成であり、基成の伯(叔)母は久我長通の妾である。房玄の弟弟子覚雄にとつては義理の母となる。房玄は長通と親しく(280頁参照)、この長通と禅円とは案外近い距離にある。また、禅円の師は仁和寺真光院主禅助であり、禅助は村上源氏中院流三條通成息。この禅助の血縁を辿ると房玄の師親玄の出身久我家に繋がる。禅円の父実教は、二条派の准専門歌人としても後宇多法皇と深い交流があつた(井上宗雄氏『中世歌壇史の研究』南北朝期 明治書院、改訂新版一九八七年)。なお、注(15)及び注(48)の坂口太郎氏の論文に依つて禅円についての手掛かりが得られた。

(53) 『続現葉和歌集』は、二条為世撰、元亨三年(一一三三)秋頃一応成立し、翌年秋頃以後に後宇多院や為藤を悼む歌などが増補された。収録歌は続千載和歌集の撰外佳作から拾つたものである。『群書解題第九』(一一八頁)参照。禅円の入集歌は「仏舍利を拝し侍けるついでに釈尊説教の筵にもれし事を」詠んだものである。文保三年(一一三二)四月五日、後宇多法皇が東寺仏舎利の奉請を受けられた折、禅円も奉請の座に列席して私奉請されていることから(橋本初子氏『中世東寺と弘法大師信仰』一五五頁、思文閣出版、一九九〇年)両禅円は同人と判断。

(54) 仏名院の継承については注(32) 高橋氏論文参照。

(55) 『尊卑文脈』も『系図纂要』も道源の父基具の兄弟にも「道源」を掲出。『尊卑文脈』は両道源は同人であろうと注記。小稿では通説(注(32) 高橋氏論文等)に従い、基具息とする。

(56) 注(32) 高橋氏論文三〇頁。

(57) 『密宗血脈鈔下』(『統真言宗全書第二十五』所収)九七頁「房玄」の項。

(58) 築島裕氏『醍醐寺本『傳法灌頂師資相承血脈』』(醍醐寺文化財研究所『研究紀要』第一号、一九七八年)五三頁。

- (59) 注(57)『密宗血脈鈔下』「房玄」の項に引用の「或鈔」九八頁。
- (60) 『続伝灯広録』(注(10)参照)一九一頁。
- (61) 注(57)『密宗血脈鈔下』九七頁「覚雄」及び「房玄」の項、注(43)『弘鑠口説』。ところで清浄光院については親玄の覚雄への譲り状にも「譲与ス地藏院并北経蔵、清浄光院并宝蓮院」とある(上記『密宗血脈鈔下』九七頁)。覚雄自身が房玄を「清浄光院法印」と呼んでいることから(醍醐寺文書之十四「三二六九号」)房玄の清浄光院管領については何か事情があるか。清浄光院の草創・伝領については『醍醐寺新要録下巻』八二二頁「清浄光院篇」、柴田賢龍氏『日本密教人物事典 醍醐寺僧伝探訪 上巻』(国書刊行会、二〇一〇年)「勝賢」の項及び『同書 中巻』(二〇一四年)「宗遍」の項参照。
- (62) 注(1)平氏論文二六頁。
- (63) 覚雄の年齢については『鳩嶺雜記』(注(23)参照)に応安元年「年六十九」、『醍醐寺座主次第』に嘉暦三年「歳廿九」(『大日本史料』六 三〇 四七四)とある。
- (64) 注(1)平氏論文二五頁。
- (65) 嫡弟の要件としての出自については伴瀬明美氏「室町期の醍醐寺地藏院 善乗院聖通の生涯を通して」(『東京大学史料編纂所紀要』第二十六号、二〇一六年三月)参照。
- (66) 注(57)『密宗血脈鈔下』。
- (67) 注(1)平氏論文。
- (68) 前二件については注(1)平氏論文二八頁。後の一件は、京都府立京都学・歴史館蔵「暦応五年伝法灌頂記」(資料管理番号「中館古〇一九」)。
- (69) 京都府立京都学・歴史館蔵り函一六九「法印房玄書状」。
- (70) 房玄の訴訟問題については注(1)榎田氏著書、平氏論文、石田氏論文のほか三浦龍昭氏「久遠寿量院別当職について」

『鴨台史学』第一号、二〇〇〇年三月）等参照。

(71) 房玄の励みは忠節として評価されたものの、直義が権力の座から外れたためか否か未詳ながら、久遠寿量院の別当職獲得には至らなかった。また仏名院は、仏名院の相承権を主張する対立側の有助が建武三年（一三三六）十二月光厳上皇の院宣によって安堵され、貞和五年（一三四九）には有助より譲りを受けた賢俊が光厳上皇院宣によって安堵されていた。そのため房玄は安堵を得ようと大覚寺門主寛尊法親王や幕府に働きかけていた（『日次記』六月十六・十八日条、注（32）高橋氏論文参照）。

(72) 恵鎮上人に対する南朝の応対について『日次記』八月七日条に「於法勝寺上人者被追出山中云々」とあり、『園太曆』十二日条に「恵鎮上人自南方帰洛、和睦儀不聞食入、空被追上之由風聞云々」とある。南朝のこの応対ぶりについて亀田

俊和氏は、恵鎮上人が南朝にとって「裏切り者」であるからとみる（『観応の擾乱』一六一頁、中公新書、二〇一七年）。

(73) 『難太平記』の引用文「此記ノ…」は貞享三年版の八章目「太平記多謬事」中の一文。「官方」は「後醍醐・南朝方をさす」と理解されている。今井正之助氏「太平記形成過程と『序』」四九頁（『日本文学』第二五巻第七号、一九七六年七月）。

(74) 「難太平記考 太平記をめぐる文献的考証の前提」(『中世日本人の思惟と表現』未来社、一九七〇年) 一八〇頁。

(75) 八章目の最後に「其代ノ事ドモ旨ト彼法勝寺上人ノ見聞給ヒシニタニ」とあり、今川了俊が「此記」（太平記）の作者を恵鎮上人と理解していたことが分かる。

(76) 例えば次の諸氏。小秋元段氏『太平記・梅松論の研究』（汲古書院、二〇〇五年）一八頁「この語は官方に親しい『太平記』作者の立場を表すものなどと解釈すると、思わぬ陥穽にはまると思う。了俊の真意は、作者が武家方の情報に不正確であることを批判するところにあつたとすべきであろう。その意味で、桜井好朗氏が「レトリック」ととらえたのは適切である」。和田琢磨氏『太平記』生成と表現世界（新典社、二〇一五年）九七頁「その恵鎮を含む作者を指して『南朝』『深重の者』とはいわないだろう。」「との前提から九八頁「恵鎮ら『作者』の立場や性格を指したのではないと考

えるのである」。和田氏は桜井氏を直接に引用してはいないが同趣と理解した。

(77) 「太平記の成立と惠鎮上人」(『国語と国文学』第一〇卷第三号、一九三三年三月)。

付記 小稿は長谷川端先生の日頃の御教授により成ったものであることを記し、また『観心二年日次記』読解につきましては柏谷洋子氏に御教示いただいたことを記し謝意と致します。